

I 実施体制に関するガイドライン

目次

第1章 始めに

第2章 各段階における対応

1. 未発生期～県内未発生期の実施体制
2. 県内発生早期から県内感染期（感染拡大期）における対応

第1章 始めに

新型インフルエンザ等の発生は生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため、市においては、新型インフルエンザ対策において各段階に対応し、危機管理部門と健康に関わる部門が中心となり、全庁を横断した体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進するとともに、相互に連携を図る必要があり、庁内の連携体制の強化と一体となった対策の推進を行う。

● 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた組織体制

発生段階	状態		組織体制
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		・市感染症危機管理推進委員会
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		(市保健所健康危機管理方針に基づく組織を段階的に設置) ・市保健所危機管理会議 ・市保健所健康危機対策本部 ・市健康危機対策本部 (国が緊急事態宣言を行った場合) ・市新型インフルエンザ等対策本部
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	(県内未発生期)	
	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	

発生段階	状態	組織体制
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	(緊急事態宣言解除後) 市対策本部の廃止 ・対策の評価, 見直し

第2章 各段階における対応

1. 未発生期～県内未発生期の実施体制について

(1) 行動計画の策定

市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、政府及び県の新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行う。

(2) 危機管理体制に関する協議

新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市は、新型インフルエンザ等の発生前から、市行動計画の内容等について、医学・公衆衛生学等を含む幅広い分野の専門家からの意見を聴く必要がある。新型インフルエンザ等の発生前においては、盛岡市感染症危機管理要綱に基づいて市感染症危機管理推進委員会を開催し、危機管理体制に関する協議を行う。

(3) 市保健所健康危機管理会議及び市保健所健康危機対策本部

市は、発生状況を踏まえ、必要に応じ盛岡市保健所健康危機管理方針に基づき保健所長を委員長とする市保健所健康危機管理会議を招集し、原因究明と具体的な対策の検討及び決定を行う。

被害が拡大した場合は、市保健所健康危機対策本部への移行を行い、当該事態に迅速かつ機動的に対応するため、関係各機関等の協力を要請する等、当該事態の早期の解決を図るものとする。

また、市長を本部長とする市健康危機対策本部設置の検討を行う。

(4) 感染症法等に基づく各種対策の実施

市は、海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

I 実施体制に関するガイドライン

●市感染症危機管理推進委員会の構成

関係団体	盛岡市医師会・岩手医科大学・岩手県獣医師会
岩手県	県央保健所・環境保健研究センター
盛岡市	市立病院・教育委員会学校教育課・保健所・玉山総合事務所健康福祉課
その他	学識経験者

●市保健所健康危機管理会議の構成

・会議の組織

委員長	保健所長
副委員長	保健所次長
委員	保健所内各課の長

・幹事会の組織

幹事長	企画総務課長	
副幹事長	保健予防課長	
幹事	企画総務課	課長補佐の職にある者
		企画総務係長の職にある者
		医事薬事係長の職にある者
	健康増進課	保健師長の職にある者
		課長補佐の職にある者
		健康増進担当の副主幹の職にある者
	保健予防課	課長補佐の職にある者
		保健予防担当の副主幹の職にある者
		感染症対策担当の副主幹の職にある者
		こころの健康担当の副主幹の職にある者
	生活衛生課	課長補佐の職にある者
		生活衛生担当の副主幹の職にある者
		食品衛生担当の副主幹の職にある者
試験検査担当の副主幹の職にある者		

●市保健所健康危機対策本部の構成

次に定める事態その他保健所長が異常時、非常時又は緊急時と認める場合は、市保健所健康危機管理会議を市保健所健康危機対策本部に切り替える。

- ・原因の明らかな健康危機が大規模若しくは広範囲に発生し、又は特異な状況で出現したとき。
- ・原因不明の健康危機が発生し、健康被害の範囲が拡大していると認知したとき。

I 実施体制に関するガイドライン

・健康被害の拡大が早く、緊急に対応を図る必要があると認めるとき。

本部長	保健所長	
副本部長	保健所次長	
本部員	企画総務課	課長の職にある者
		課長補佐の職にある者
		企画総務係長の職にある者
		医事薬事係長の職にある者
	健康増進課	課長の職にある者
		保健師長の職にある者
		課長補佐の職にある者
		健康増進担当の副主幹の職にある者
	保健予防課	課長の職にある者
		課長補佐の職にある者
		保健予防担当の副主幹の職にある者
		感染症対策担当の副主幹の職にある者
		こころの健康担当の副主幹の職にある者
	生活衛生課	課長の職にある者
		課長補佐の職にある者
		生活衛生担当の副主幹の職にある者
		食品衛生担当の副主幹の職にある者
		試験検査担当の副主幹の職にある者
	保健所長が指名した保健所の職員	

2. 県内発生早期から県内感染期（感染拡大期）における対応

(1) 盛岡市新型インフルエンザ等対策本部の設置

新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態宣言を行った場合は、全庁一体となった対策を強力に推進するため、盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市長を本部長とした盛岡市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

ア 市対策本部の構成員

市長を本部長、副市長及び危機管理統括監を副本部長、各部局等の長を本部員として構成する。

イ 市対策本部会議の開催

本部長は、新型インフルエンザ等の総合的対策を決定するため市対策本部会議を開催する。会議の事項は次のとおりとする。

① 初動対応の状況や被害情報等の報告

I 実施体制に関するガイドライン

- ② 収集した情報による新型インフルエンザ等発生状況及び症状（感染性、重症度、潜伏期、薬効の把握）等の報告
- ③ 各部が実施する対策の確認
- ④ 総合的な対応方針の決定
- ⑤ 国，県，関係機関との連絡調整に関すること
- ⑥ 専門機関や専門家の意見聴取
- ⑦ その他本部長が必要と認める事項

(2) 部の設置

ア 新型インフルエンザ等対策を実行性の高いものにするため，市対策本部に部を置き，各部長は必要に応じ関係部等と協議を行い，具体的な対策を実施する。また，部長を補佐し，職務を代理するため副部長を置く。部の下に課を置き，各部において業務を遂行する。

●部の体制

部	部長	副部長
市長公室部	市長公室長	市長公室次長
総務部	総務部長	消防防災監，総務部次長及び消防防災監が指定する副消防防災監
財政部	財政部長	財政部次長
市民部	市民部長	市民部次長及び都南総合支所長
環境部	環境部長	環境部次長
保健福祉部	保健福祉部長	保健福祉部次長及び保健所長
子ども未来部	子ども未来部長	子ども未来部次長
商工観光部	商工観光部長	商工観光部次長
農林部	農林部長	農林部次長，中央卸売市場長及び農業委員会事務局長
建設部	建設部長	建設部次長
都市整備部	都市整備部長	都市整備部次長
玉山総合事務所部	玉山総合事務所長	玉山総合事務所長が指定する玉山総合事務所次長
出納部	会計管理者	
上下水道部	上下水道部長	上下水道部次長
医療部	市立病院事務局長	市立病院事務局次長
教育部	教育長	教育部長及び教育次長
応援部	監査委員事務局長	議会事務局長及び監査委員事務局監査課長

I 実施体制に関するガイドライン

(3) 部及び課の事務

ア 各部は各課において次のとおり事務を行う。

・市長公室部

課	分掌事務
企画調整課	(1) 部内各課の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録に関すること。 (3) 部内各課の連絡調整に関すること。 (4) 保健福祉部に対する応援に関すること。
広聴広報課	(1) 新型インフルエンザ等に関する広報に関すること。 (2) 保健予防課に対する応援(報道機関への新型インフルエンザ等に関する情報の発表及び報道の要請並びに新型インフルエンザ等に関する情報の市ホームページへの掲載等に関するものに限る。)に関すること。 (3) 報道機関との連絡調整に関すること。
秘書課	本部長及び副本部長の秘書に関すること。
東京事務所課	(1) 内閣府, 厚生労働省その他の政府機関の情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。

・総務部

課	分掌事務
総務課	(1) 部内各課の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録に関すること。 (3) 部内各課の連絡調整に関すること。 (4) 保健福祉部に対する応援に関すること。
危機管理防災課	(1) 自衛隊等の派遣要請に関すること。 (2) 消防隊及び救急隊の動員に関すること。 (3) 他市町村からの新型インフルエンザ等の応急対策用応援部隊の組織活動に関すること。 (4) 防災行政無線局の管理及び運用に関すること。 (5) 防災関係機関との連絡調整に関すること。 (6) 各部等の連絡調整に関すること。 (7) 保健福祉部に対する応援に関すること。
職員課	(1) 職員の動員その他各部間の応援の調整及び配備に関すること。

I 実施体制に関するガイドライン

	<p>(2) 各部の健康被害の調査の総括に関すること。</p> <p>(3) 職員（上下水道部，医療部及び教育部の職員を除く。）の業務に係る感染予防物品（新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療等に用いる物を除く。以下同じ。）の調達及び備蓄に関すること。</p>
管財課	<p>(1) 職員，患者等，物資等の輸送に関すること。</p> <p>(2) 自動車の集中管理及び配車に関すること。</p> <p>(3) 自動車の燃料の確保に関すること。</p> <p>(4) 危機管理防災課及び保健福祉部に対する応援に関すること。</p>

・ 財政部

課	分掌事務
財政課	<p>(1) 部内各課の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。</p> <p>(2) 緊急予算の編成等財政措置に関すること。</p> <p>(3) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録に関すること。</p> <p>(4) 部内各課の連絡調整に関すること。</p>
契約検査課	<p>(1) 新型インフルエンザ等の応急対策に必要な資材物資の調達及び受払に関すること。</p> <p>(2) 新型インフルエンザ等の応急対策に必要な食糧等の発注及び確保に関すること。</p>
資産経営課	他課に対する応援に関すること。
市民税課	保健福祉部に対する応援（市民の健康被害の調査及び報告に関するものに限る。）に関すること。
資産税課	保健福祉部に対する応援（市民の健康被害の調査及び報告に関するものに限る。）に関すること。
納税課	保健福祉部に対する応援（新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び伝達に関するものに限る。）に関すること。

・ 市民部

課	分掌事務
市民協働推進課	<p>(1) 部内各課の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。</p> <p>(2) 町内会等に対する新型インフルエンザ等に関する情報の提供及び依頼事項等の連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等に関する情報及び健康被害に関する臨時の市民の相談窓口の設置及び運営に関すること。</p>

I 実施体制に関するガイドライン

	<p>(4) 外国人を対象とする相談窓口の設置及び運営に関すること。</p> <p>(5) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録に関すること。</p> <p>(6) 部内各課の連絡調整に関すること。</p>
くらしの安全課	保健福祉部に対する応援に関すること。
スポーツ推進課	保健福祉部に対する応援（遺体収容所の設置及び運営並びに収容された者の名簿の作成に関するものに限る。）に関すること。
市民登録課	<p>(1) 遺体の埋葬及び火葬の許可に関する臨時の窓口の設置及び運営に関すること。</p> <p>(2) 支所との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 保健福祉部に対する応援に関すること。</p>
健康保険課	保健福祉部に対する応援に関すること。
医療助成年金課	保健福祉部に対する応援に関すること。
都南総合支所	<p>(1) 新型インフルエンザ等に関する情報及び健康被害に関する臨時の市民の相談窓口の設置及び運営に関すること。</p> <p>(2) 遺体の埋葬及び火葬の許可に関する臨時の窓口の設置及び運営に関すること。</p> <p>(3) 町内会等（都南総合支所の所管区域に属するものに限る。）に対する新型インフルエンザ等に関する情報の提供及び依頼事項等の連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 出張所との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 保健福祉部に対する応援に関すること。</p>

・環境部

課	分掌事務
環境企画課	<p>(1) 部内各課の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。</p> <p>(2) 飲料水供給施設における健康被害の調査及び報告に関すること。</p> <p>(3) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録に関すること。</p> <p>(4) 部内各課の連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 保健福祉部に対する応援に関すること。</p>
廃棄物対策課	<p>(1) 盛岡地区衛生処理組合，盛岡北部行政事務組合，岩手・玉山環境組合，盛岡・紫波地区環境施設組合及び紫波，稗貫衛生処理組合との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 保健福祉部に対する応援に関すること。</p>
資源循環推進課	保健福祉部に対する応援に関すること。

I 実施体制に関するガイドライン

クリーンセンター課	保健福祉部に対する応援に関すること。
・保健福祉部	
課	分掌事務
地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内各課（企画総務課，健康増進課，保健予防課及び生活衛生課を除く。第7号において同じ。）の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 要配慮者（障害者，要保護児童，高齢者及び生活保護世帯に属する者を除く。次号において同じ。）の健康被害の調査及び報告に関すること。 (3) 要配慮者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (4) 盛岡市社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部との連絡調整に関すること。 (5) 社会福祉施設に対する新型インフルエンザ等に関する情報の提供に関すること。 (6) 社会福祉施設及び盛岡市社会福祉協議会に対する予防知識の普及及び啓発に関すること。 (7) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録に関すること。 (8) 部内各課の連絡調整に関すること。
障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者の援護並びに健康被害の調査及び報告に関すること。 (2) ボランティアの活動拠点の設置並びにボランティアの登録及び配置に関すること。 (3) 障害者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (4) 障害者福祉施設及び関係団体に対する新型インフルエンザ等に関する情報の提供に関すること。 (5) 障害者福祉施設及び関係団体に対する予防知識の普及及び啓発に関すること。
長寿社会課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の援護並びに健康被害の調査及び報告に関すること。 (2) 高齢者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (3) 高齢者福祉施設及び関係団体に対する新型インフルエンザ等に関する情報の提供に関すること。 (4) 高齢者福祉施設及び関係団体に対する予防知識の普及及び啓発に関すること。
介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険施設及び関係団体に対する新型インフルエンザ等に関する情報の提供に関すること。

I 実施体制に関するガイドライン

	(2) 介護保険施設及び関係団体に対する予防知識の普及及び啓発に関すること。
生活福祉第一課	(1) 生活保護世帯の援護並びに健康被害の調査及び報告に関すること。 (2) 行旅病人及び行旅死亡人の救護等に関すること。 (3) 要配慮者の生活相談の総括に関すること。
生活福祉第二課	(1) 生活保護世帯の援護並びに健康被害の調査及び報告に関すること。 (2) 行旅病人及び行旅死亡人の救護等に関すること。 (3) 要配慮者の生活相談の総括に関すること。
企画総務課	(1) 新型インフルエンザ等対策本部の設置及び運営に関すること。 (2) 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び伝達に関すること。 (3) 新型インフルエンザ等の健康被害の状況等の取りまとめに関すること。 (4) 新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録の総括に関すること。 (5) 医療施設の職員の健康被害の調査及び報告に関すること。 (6) 市民に対する医療の確保に関すること。 (7) 発熱外来の設置及び運営に関すること。 (8) 医師及び看護師の要員の総合調整に関すること。 (9) 医師及び看護師の要員の受入れに関すること。 (10) 医薬品その他医療物資の確保に関すること。 (11) 遺体の検案及び検死に関すること。 (12) 遺体の埋葬及び火葬の総括に関すること。 (13) 遺体収容所の開設の指導及び総括に関すること。 (14) 遺体の名簿の取りまとめに関すること。 (15) 医療機関及び関係団体に対する新型インフルエンザ等に関する情報の提供に関すること。 (16) 部内各課（企画総務課，健康増進課，保健予防課及び生活衛生課に限る。次号において同じ。）の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (17) 部内各課の連絡調整に関すること。
健康増進課	(1) 応急救護に関すること。 (2) 予防知識の普及及び啓発に関すること。

I 実施体制に関するガイドライン

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 健康指導及び健康管理に関すること。 (4) 要配慮者に対する支援の総括に関すること。 (5) 健康相談窓口の設置及び運営の総括に関すること。
保健予防課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防疫及び感染症の予防に関すること。 (2) 新型インフルエンザ等に関する情報の提供の総括に関すること。 (3) 感染症危機管理推進委員会との連絡調整に関すること。 (4) 予防接種の総括に関すること。 (5) 防疫用品の備蓄及び整備に関すること。 (6) 感染症サーベイランスに関すること。 (7) 積極的疫学調査及び患者等の早期発見に関すること。 (8) 患者等の入院措置に関すること。 (9) こころのケア対策に関すること。 (10) 栄養指導に関すること。 (11) 患者等の搬送に関すること。 (12) 帰国者・接触者相談センターの設置及び運営に関すること。
生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活衛生指導に関すること。 (2) 食品衛生指導に関すること。 (3) 所管する営業施設等に対する予防知識の普及及び啓発に関すること。 (4) 死亡獣畜の適正処理の指導に関すること。 (5) 新型インフルエンザ等及びこれに関連する感染症に係る検査に関すること。 (6) 患者等発生時の岩手県環境保健研究センターとの連絡調整に関すること。

・子ども未来部

課	分掌事務
子ども青少年課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内各課の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 要保護児童等の援護並びに健康被害の調査及び報告に関すること。 (3) 要保護児童等の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (4) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録に関すること。 (5) 部内各課の連絡調整に関すること。
子育てあんしん課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉施設及び関係団体に対する新型インフルエンザ等に関する情報の提供に関すること。 (2) 児童福祉施設及び関係団体に対する予防知識の普及及び啓発に

I 実施体制に関するガイドライン

	関すること。
母子健康課	健康増進課に対する応援に関すること。

・商工観光部

課	分掌事務
経済企画課	(1) 部内各課の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 商業関係者の健康被害の調査及び報告に関すること。 (3) 商業団体等への新型インフルエンザ等に関する情報の提供及び連絡調整に関すること。 (4) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録に関すること。 (5) 部内各課の連絡調整に関すること。 (6) 保健福祉部に対する応援(要配慮者の生活相談及び名簿の作成に関すること。)に関すること。 (7) 労働力確保に係る連絡調整に関すること。
ものづくり推進課	(1) 工業関係者の健康被害の調査及び報告に関すること。 (2) 工業団体等への新型インフルエンザ等に関する情報の提供及び連絡調整に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
観光交流課	(1) 観光等滞在者の健康被害の調査及び報告に関すること。 (2) 他市町村からの新型インフルエンザ等の応急対策用応援部隊の宿泊施設の確保及び集結場所の設置の指導並びにこれらの総括に関すること。 (3) 観光団体等への新型インフルエンザ等に関する情報の提供に関すること。 (4) 観光施設等に対する予防知識の普及及び啓発に関すること。

・農林部

課	分掌事務
農政課	(1) 部内各課の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 農水産関係者の健康被害の調査及び報告に関すること。 (3) 家畜の防疫に関すること。 (4) 家畜の輸送に関すること。 (5) 農業関係団体への新型インフルエンザ等に関する情報の提供に関すること。 (6) 農業集落飲雑用水供給施設における健康被害の調査及び報告に関すること。 (7) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録に関す

I 実施体制に関するガイドライン

	ること。 (8) 部内各課の連絡調整に関すること。 (9) 保健福祉部に対する応援(要配慮者の生活相談及び名簿の作成に関するものに限る。)に関すること。
林政課	(1) 林業関係者の健康被害の調査及び報告に関すること。 (2) 林業関係団体への新型インフルエンザ等に関する情報の提供に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
業務課 (中央卸売市場)	(1) 農産物及び水産物の調達に係る情報収集及び連絡調整に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。
農業委員会	他課に対する応援に関すること。

・建設部

課	分掌事務
道路管理課	(1) 部内各課の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録に関すること。 (3) 部内各課の連絡調整に関すること。 (4) 他課に対する応援に関すること。
交通政策課	(1) バス, 鉄道等の公共交通, 流通貨物その他輸送機関における健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。
道路建設課	他課に対する応援に関すること。
河川課	他課に対する応援に関すること。
用地課	(1) 新型インフルエンザ等による健康被害からの復旧に必要な用地の確保に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。
建築住宅課	(1) 保健福祉部に対する応援(要配慮者の生活相談及び名簿の作成に関するものに限る。)に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。

・都市整備部

課	分掌事務
都市計画課	(1) 部内各課の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録に関すること。

I 実施体制に関するガイドライン

	(3) 部内各課の連絡調整に関すること。 (4) 他課に対する応援に関すること。
景観政策課	他課に対する応援に関すること。
公園みどり課	他課に対する応援に関すること。
建築指導課	他課に対する応援に関すること。
盛岡南整備課	他課に対する応援に関すること。
市街地整備課	他課に対する応援に関すること。

・玉山総合事務所部

課	分掌事務（旧玉山区に係る事務に限る。）
総務課	(1) 部内各課の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 職員の動員に関すること。 (3) 町内会等に対する新型インフルエンザ等に関する情報の提供及び依頼事項等の連絡調整に関すること。 (4) 要配慮者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (5) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録に関すること。 (6) 部内各課の連絡調整に関すること。 (7) 保健福祉部に対する応援に関すること。
税務住民課	(1) 新型インフルエンザ等に関する情報及び健康被害に関する臨時の市民相談の窓口の設置及び運営に関すること。 (2) 出張所との連絡調整に関すること。 (3) 遺体の埋葬及び火葬の許可について臨時の窓口の設置及び運営に関すること。 (4) 飲料水供給施設における健康被害の調査及び報告に関すること。 (5) 保健福祉部に対する応援に関すること。
健康福祉課	(1) 応急救護に関すること。 (2) 予防知識の普及及び啓発に関すること。 (3) 要配慮者の健康被害の調査及び報告並びに要援護者に対する支援に関すること。 (4) 健康相談窓口の設置及び運営に関すること。 (5) 新型インフルエンザ等に関する情報の提供に関すること。 (6) 予防接種に関すること。 (7) 新型インフルエンザ等の応急対策に資材物資の調達に関すること。 (8) 保健衛生対策に関すること。

I 実施体制に関するガイドライン

	(9) 保健福祉部に対する応援に関すること。
産業振興課	(1) 農林水産関係者の健康被害の調査及び報告に関すること。 (2) 家畜の防疫に関すること。 (3) 商工業関係者の健康被害の調査及び報告に関すること。 (4) 観光等滞在者の健康被害の調査及び報告に関すること。 (5) 新型インフルエンザ等に関する広報に関すること。
建設課	(1) 職員，患者等，物資等の輸送に関すること。 (2) 自動車の集中管理及び配車に関すること。 (3) 自動車の燃料の確保に関すること。 (4) 他課に対する応援に関すること。

・ 出納部

課	分掌事務
会計課	(1) 部内の健康被害の調査及び報告に関すること。 (2) 部内の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録に関すること。 (3) 保健福祉部に対する応援に関すること。

・ 上下水道部

課	分掌事務
総務課	(1) 部内各課の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 部内各課の職員の業務に係る感染予防物品の調達及び備蓄に関すること。 (3) 上下水道利用者への広報に関すること。 (4) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録及び報告に関すること。 (5) 部内各課の連絡調整に関すること。 (6) 他課に対する応援に関すること。
経営企画課	(1) 上下水道部に係る緊急予算の編成等財政措置に関すること。 (2) 保健予防課に対する応援(新型インフルエンザ等に関する情報の上下水道局ホームページへの掲載等に関するものに限る。)に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
給排水課	(1) 水道水の安定供給の継続(給水装置及び貯水槽水道に関するものに限る。)に関すること。 (2) 下水の排除及び処理の継続(排水設備及び浄化槽に関するものに限る。)に関すること。

I 実施体制に関するガイドライン

	(3) 他課に対する応援に関すること。
水道建設課	(1) 水道水の安定供給の継続（水道施設の計画及び導水管、送水管及び配水管の整備に関するものに限る。）に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。
水道維持課	(1) 水道水の安定供給の継続（漏水対策、配水調整及び配給水施設の維持管理に関するものに限る。）に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。
浄水課	(1) 水道水の安定供給の継続（取水施設及び浄水施設の整備及び維持管理並びに導水施設、送水施設及び配水施設の維持管理に関するものに限る。）に関すること。 (2) 水道水の水質検査に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
下水道整備課	(1) 下水の排除及び処理の継続（下水道の工事に関するものに限る。）に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。
下水道施設管理課	(1) 下水の排除及び処理の継続（下水道施設（旧玉山区に存するものを除く。）の維持管理に関するものに限る。）に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。
玉山事務所課	(1) 下水の排除及び処理の継続（下水道施設（旧玉山区に存するものに限る。）の維持管理に関するものに限る。）に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。

・医療部（市立病院）

課	分掌事務
総務課	(1) 部内各課の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 患者等の適正な医療の確保に関すること。 (3) 医療部に係る緊急予算の編成等財政措置に関すること。 (4) 部内各課の職員の業務に係る感染予防物品の備蓄及び整備に関すること。 (5) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録及び報告に関すること。 (6) 部内各課の連絡調整に関すること。
医事課	(1) 患者の健康被害の調査に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。

・教育部（教育委員会）

課	分掌事務

I 実施体制に関するガイドライン

総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内各課の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 教育部に係る新型インフルエンザ等対策予算に関すること。 (3) 部内各課の職員の業務に係る感染予防物品の備蓄及び整備に関すること。 (4) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録及び報告に関すること。 (5) 部内各課の連絡調整に関すること。 (6) 他課に対する応援に関すること。
学務教職員課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 私立学校の幼稚園児, 児童及び生徒並びに教員の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校に対する連絡及び指示に関すること。 (2) 幼稚園児, 児童及び生徒並びに教員の健康被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (3) 学校に係る感染予防物品の備蓄及び整備に関すること。 (4) 学校に対する予防知識の普及及び啓発に関すること。 (5) 保健福祉部に対する応援(要援護者の健康被害の調査及び報告並びに要援護者に対する支援に関するものに限る。)に関すること。 (6) 他課に対する応援に関すること。
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育施設における健康被害の調査及び報告に関すること。 (2) 社会教育施設等への新型インフルエンザ等に関する情報の提供に関すること。 (3) 社会教育施設等に対する予防知識の普及及び啓発に関すること。 (4) 他課に対する応援に関すること。
歴史文化課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 博物館施設における健康被害の調査及び報告に関すること。 (2) 博物館施設等への新型インフルエンザ等に関する情報の提供に関すること。 (3) 博物館施設等に対する予防知識の普及及び啓発に関すること。 (4) 他課に対する応援に関すること。

・ 応援部

課	分掌事務
議事総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議員及び課内の健康被害の調査及び報告に関すること。 (2) 議会及び議員の連絡調整に関すること。 (3) 部内各課の新型インフルエンザ等の応急対策に係る記録に関すること。

I 実施体制に関するガイドライン

	ること。 (4) 部内各課の連絡調整に関すること。 (5) 他課に対する応援に関すること。
選挙管理委員課	(1) 課内の健康被害の調査及び報告に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。
監査課	(1) 課内の健康被害の調査及び報告に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。